

## 議案第123号

### 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表投票所又は共通投票所の投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に、「965円」を「983円」に改め、同表開票管理者及び選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表投票所又は共通投票所の投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に、「826円」を「835円」に改め、同表開票立会人及び選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年5月24日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

投票所又は共通投票所の投票管理者等の報酬額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (抄)

別表 (第2条関係)

区分	報酬
省 略	省 略
投票所又は共通投票所の投票管理者	日額 <u>12,600円</u> <b>12,800円</b>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,100円</u> (期日前投票所で、公職選挙 <b>11,300円</b>  法 (昭和25年法律第100号) 第48条の2 第6 項において読み替えて準用する同法第40条 第1項ただし書の規定により期日前投票所 を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時 刻を繰り下げたもの (以下「特定期日前投票 所」という。) の投票管理者にあつては、当 該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特 定期日前投票所を開いている時間が11時間 30分を超える時間1時間につき、 <u>965円</u> を加 <b>983円</b>  算した額)
開票管理者及び選挙長	日額 <u>10,600円</u> <b>10,800円</b>

<p>投票所又は共通投票所の投票立会人</p>	<p style="text-align: right;">日額 <u>10,700円</u> <b>10,900円</b></p> <p>ただし、立会時間内に交替する場合には、日額<u>10,700円</u>を超えない範囲内において市規則で定める額</p>
<p>期日前投票所の投票立会人</p>	<p>日額 <u>9,500円</u>（特定期日前投票所の投票立会人にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、<u>826円</u>を加算した額） <b>9,600円</b></p> <p>ただし、立会時間内に交替する場合には、日額<u>9,500円</u>（特定期日前投票所の投票立会人にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、<u>826円</u>を加算した額）を超えない範囲内において市規則で定める額</p>
<p>開票立会人及び選挙立会人</p>	<p style="text-align: right;">日額 <u>8,800円</u> <b>8,900円</b></p>

備考 省 略